

# 第7次

## 恵庭市行政改革推進計画

～次の時代の新たな社会基盤の構築～

令和3年4月

恵庭市

はじめに

本市では、昭和61年に『恵庭市第2期総合計画』の市政課題を推進するために策定した恵庭市行政改革大綱から始まり、平成8年策定の第1次行政改革大綱以来、第6次までの計画を策定し、その時代ごとの社会情勢やニーズに応じ、様々な施策を講じてきたところです。特に、事務事業や職員数の見直し、民間委託化の推進、施設等の効率的な管理運営などの取り組みにより、一定の成果を挙げるとともに、こうして生み出した経営資源を必要性やニーズの高い施策・事業へ優先的、重点的に配分することで、恵庭市総合計画及び恵庭市総合戦略に掲げる事業を着実に執行し、継続的な市民サービスの向上を図ってきました。

しかしながら、今後、少子高齢化や人口減少の進行による税収の落ち込みや社会保障費の増加、生産年齢人口の減少による人材の希少化などの厳しい資源制約や、収束の見えない新型コロナウイルス感染症対策ための財政支出も引き続き必要となる可能性があることから、持続可能な形で地域の住民の暮らしを支える力を高めるために、常に新たな視点や発想を取り入れながら効率的な行政改革を推進していく必要があるため、この度、今後5年間の行政改革の方向性を示した『第7次恵庭市行政改革推進計画』を策定いたしました。

本推進計画に基づき真に必要な市民サービスを安定的に供給できるよう時代に即した事務事業の見直しや、新たな技術を積極的に活用し、業務プロセスのデジタル化による業務の効率化、行政手続きのスマート化、民間の持つノウハウの活用推進、公共施設等を有効活用しながら行政改革の取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画策定あたり、貴重なご意見をいただきました恵庭市行政改革推進委員の皆様をはじめ、市民、関係者の皆様に対し心より感謝を申し上げ、結びの言葉といたします。

令和3年4月

恵庭市行政改革推進本部 本部長  
恵庭市長 原田 裕

目 次

第1章 大綱

1	これまでの行政改革の取組	1
2	本市を取り巻く環境からの課題	3
3	第6次行政改革推進計画の成果	8
4	これからの行政改革の方向性	9
5	本計画の基本事項	10
6	計画期間	10
7	推進方策	11
8	推進体制	11

第2章 実施計画

1	推進項目及び取組項目一覧	12
2	推進項目	
Ⅰ	時代に即した業務手法の見直し	13
Ⅱ	市民満足度と利便性の向上	17
Ⅲ	健全な行財政基盤の強化	21

## 第1章 大綱

### 1 これまでの行政改革の取組

本市の行政改革への取り組みは、昭和61年に『恵庭市第2期総合計画』の市政課題を推進するために策定した恵庭市行政改革大綱、平成8年の行政改革大綱（第1次）の策定以来、第6次まで計画を策定し、その時代ごとの社会情勢やニーズに応じ、様々な施策を講じてきたところです。

平成28年3月に策定した第6次行政改革推進計画（2016～2020）では、『持続可能なまちづくりのための行政経営の実現』を基本理念に掲げ、行政評価による事務事業の大胆な見直しにより真に必要な事務事業の選択、民間活力の活用による効率的・効果的なサービスの提供、「恵庭市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の適正配置を進めてきました。

大綱・計画名称	主な取組み
恵庭市行政改革大綱 【昭和61年～平成7年度】 (1986～1995)	事務事業の見直し 組織・機構の簡素合理化 給与の適正化 定員管理の適正化 民間委託・OAの推進 公共施設の設置及び管理運営の合理化
行政改革大綱 【平成8年～12年度】 (1996～2000)	事務事業の見直し 行政の公正さ、透明性の確保 行政の情報化とサービスの向上 公共施設の有効活用と管理運営 時代に即応した組織機構の見直し 定員管理と給与の適正化及び職員研修の充実
第2次改訂版行政改革大綱 【平成13年～15年度】 (2001～2003)	事務事業の見直し 行政の公正さ、透明性の確保 行政の情報化とサービスの向上 公共施設の有効活用と管理運営 定員管理と給与の適正化

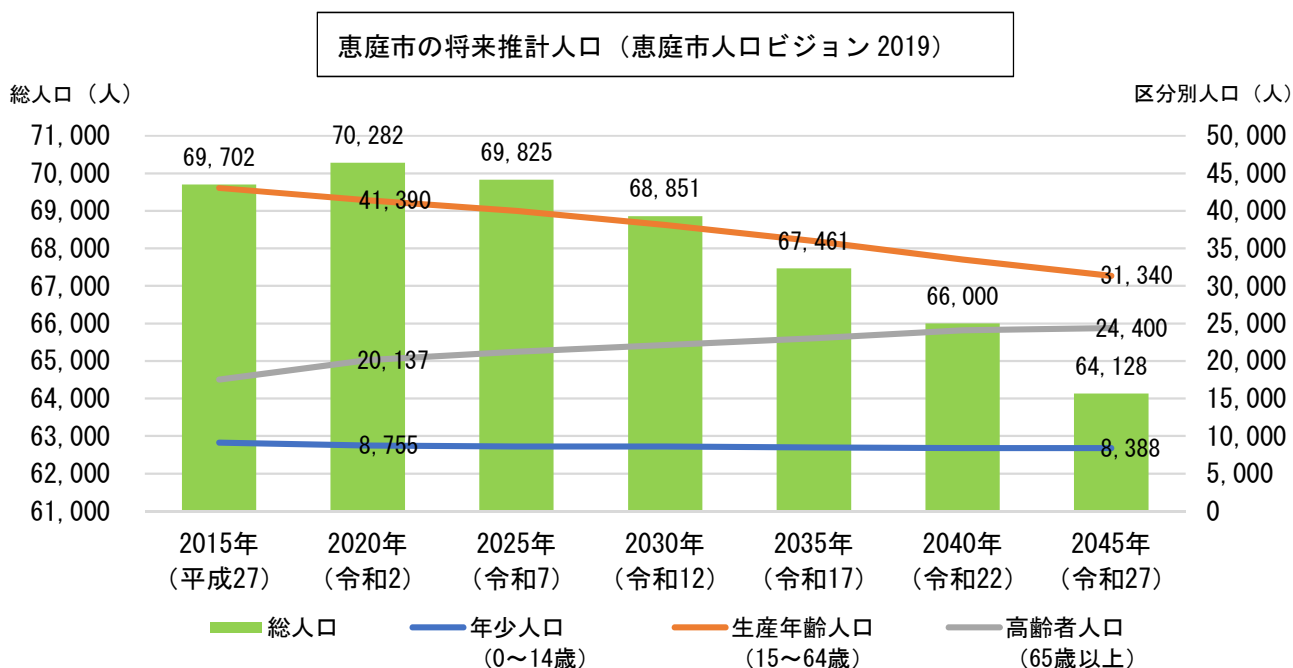
大綱・計画名称	主な取組み
<p>第3次恵庭市行政改革大綱 【平成16年～18年度】 (2004～2006)</p>	<p>民間活力の積極的な活用 電子自治体の推進 成果志向型行政経営の実現 行政情報の公開と共有化 市民参加と市民との協働 職員の定員管理と意思決定機能の強化 人材の育成 人事評価システムの整備 財政基盤の確立</p>
<p>第4次恵庭市行政改革推進計画 【平成19年～21年度】 (2007～2009)</p>	<p>健全な財政基盤の確立 市民サービスの向上と協働の確立 効率的な行政経営の確立 柔軟で活力ある行政体制の確立</p>
<p>第5次恵庭市行政改革推進計画 【平成24年～27年度】 (2012～2015)</p>	<p>政策形成過程への市民参加 まちづくりの担い手となる市民活動組織の育成 行政評価制度の推進 成果指標の導入 広報広聴活動の充実 庁内の情報共有の促進 人事制度基本計画の推進 官民協力（PPP）の推進</p>
<p>第6次恵庭市行政改革推進計画 【平成28年～32年度】 (2016～2020)</p>	<p>行政評価による事務事業の大胆な見直し 民間活力の活用（PPPの推進） 公共施設の有効活用（公共施設マネジメント）</p>

## 2 本市を取り巻く環境からの課題

### （1）少子高齢化・人口減少による影響

本市を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少が進行し、人口構造の変化により、生産年齢人口（15歳～64歳）の占める割合が減少していくと予想されます。人口は、2020年をピークとして今後は減少に転じ、高齢者人口（65歳以上）が増加し続ける一方、生産年齢人口は減少し続け2045年には総人口に対する割合が50%を割る状況となっております。

このような、超高齢化や生産年齢人口の減少は、経済規模の縮小や市税収入の減収により市の財政にも大きな影響を及ぼします。今後も持続可能なまちづくりを維持するためにもこれまで進めてきた行政改革の推進による効率的・効果的な行政運営を行う必要があります。



### ◆年齢3区分別人口割合

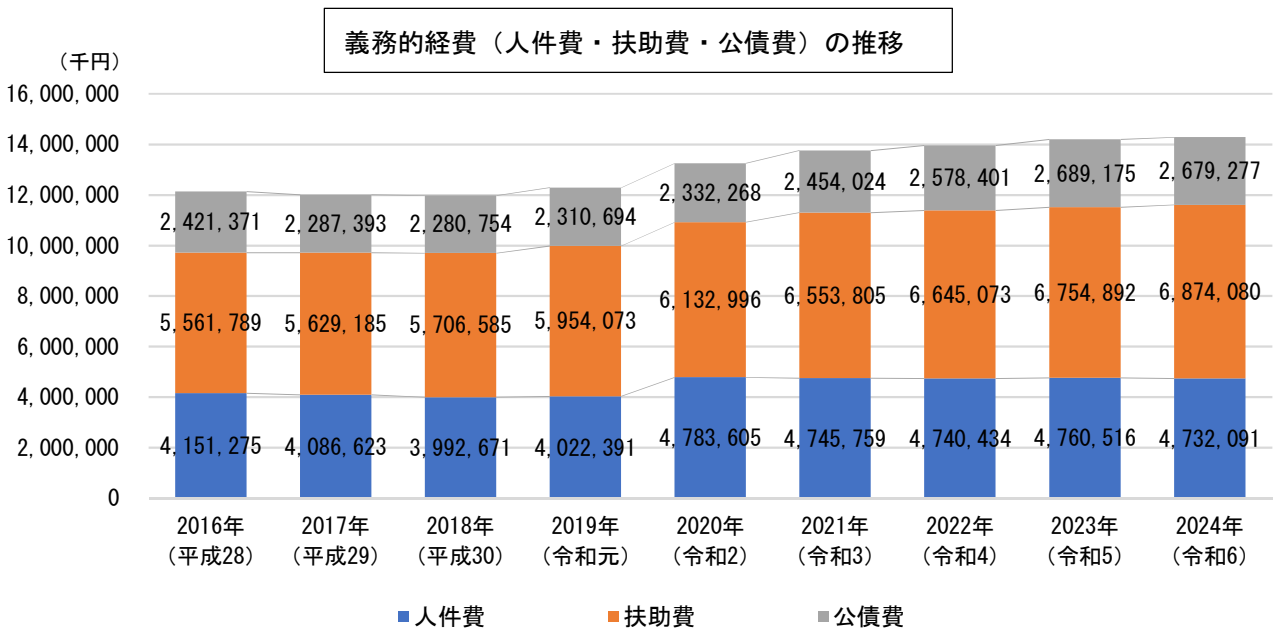
年次	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
年少人口	13.1%	12.5%	12.3%	12.5%	12.6%	12.7%	13.1%
生産年齢人口	61.8%	58.9%	57.3%	55.4%	53.3%	50.8%	48.9%
高齢者人口	25.1%	28.7%	30.4%	32.1%	34.1%	36.5%	38.0%

【出典】総務省国勢調査、恵庭市人口ビジョン2019

（2）財政見通し

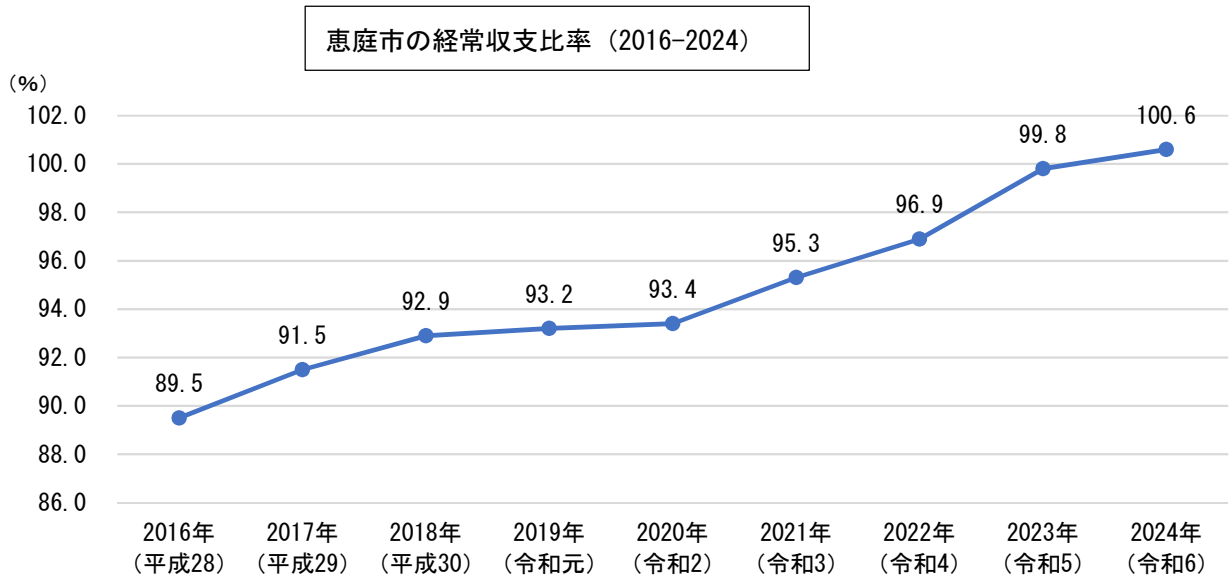
本市における財政状況は、「恵庭市財政運営の基本指針」（平成25年11月策定）に掲げた指標について財政収支見通しを試算すると、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化比率の指標については基準を下回っていますが、社会保障関連経費の増加やごみ処理関連施設整備や花の拠点整備事業等の大型事業の実施により、将来的に厳しい財政状況となることを見込まれます。

平成28年度から令和元年度までは決算状況を、令和2年度から令和6年度までは、中期財政収支見通し（2020年度～2024年度）の結果から、義務的経費の推移をみますと、令和2年度から臨時職員・非常勤職員が会計年度任用職員となり、人件費扱いとしているため、上昇傾向になっていますが、令和3年度以降は横ばいとなり、扶助費や公債費は令和元年から継続的に上昇傾向になると見込んでいます。



【出典】令和2年10月策定 中期財政収支見通し（一般会計ベース）

※義務的経費…人件費・扶助費・公債費の合計で、必ず支出が必要となる固定的経費。  
一般会計歳出のうち、義務的経費比率が大きくなるほど財政の弾力性が失われます。



【出典】令和2年10月策定 中期財政収支見通し（一般会計ベース）

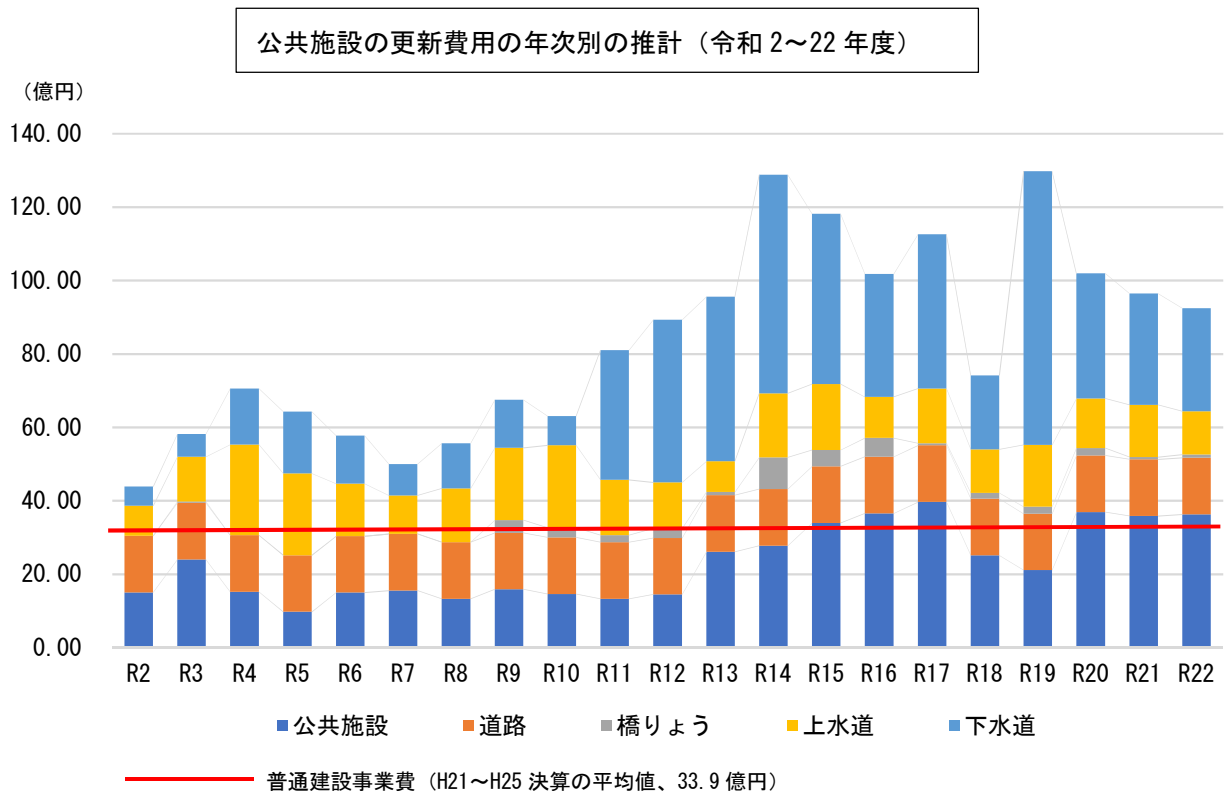
財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、扶助費の伸びや後期高齢者医療費、介護保険給付費の増加に伴う繰出金などの社会保障関連経費が増大することに加え、歳入のうち市税や地方交付税などの経常的な一般財源がほぼ横ばいで推移するため、経常収支比率は悪化していくと推計しています。

※経常収支比率…毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、毎年度経常的に収入される一般財源に占める割合。



（3）公共施設における将来の更新費用

公共施設の維持管理費は、今後、現状の水準を維持していくと仮定すると、公共施設の更新費用として、今後およそ8年間では年間60億円、最も公共施設の更新時期が重なる12年後には、年間約120億円が必要であると想定され、さらに財政を圧迫する状況となっています。



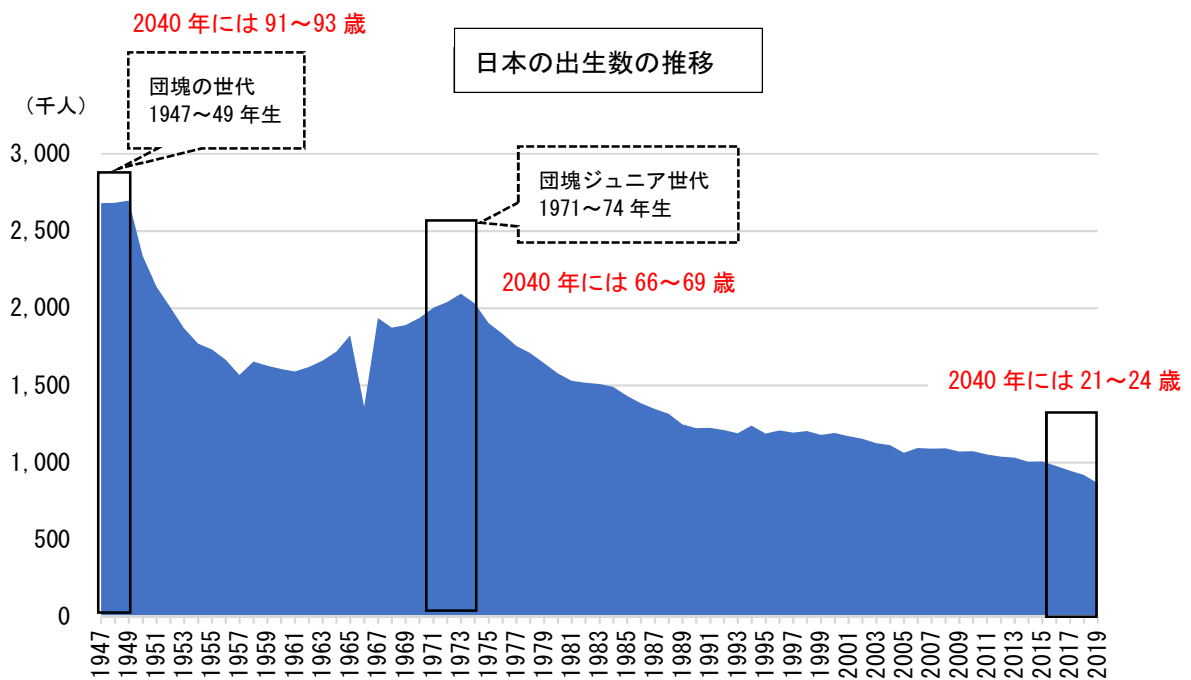
【出典】 恵庭市公共施設等総合管理計画基本方針（H27.4 策定）

1. 「普通建設事業費」は、上下水槽を除く公共施設・道路・橋梁に係る整備費用のこと。
2. 更新費用算定にあつたては、次のサイクルで施設等を更新することを前提としています。
  - ・ 公共施設～建築後30年後に大規模改修、60年後に建替え
  - ・ 道路～舗装の打ち換えを15年で行うと仮定
  - ・ 橋梁～法定耐用年数の60年で更新すると仮定
  - ・ 上水道～法定耐用年数の40年で更新すると仮定
  - ・ 下水道～法定耐用年数の50年で更新すると仮定

（4）2040年頃を見据えた自治体行政の課題

2040年には、団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）が65歳以上となる一方、その頃に20歳代前半となる者の数は、団塊ジュニア世代の半分以下にとどまると推計されています。そのため、若年労働者の絶対量が不足し、深刻な人的資源の制約は避けられない課題となっています。

自治体行政においても職員の確保が難しくなることが予想され、このような状況に対応しながらも、持続的かつ安定的な行政サービスを提供するためには、AI（人工知能）などによって処理できる事務作業はAIに任せ、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービスの提供など職員でなければできない業務に特化できるようスマート自治体への転換が必要となります。併せて、民間活力の活用により、減少した職員数においても本来担うべき機能を発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築することが必要となります。

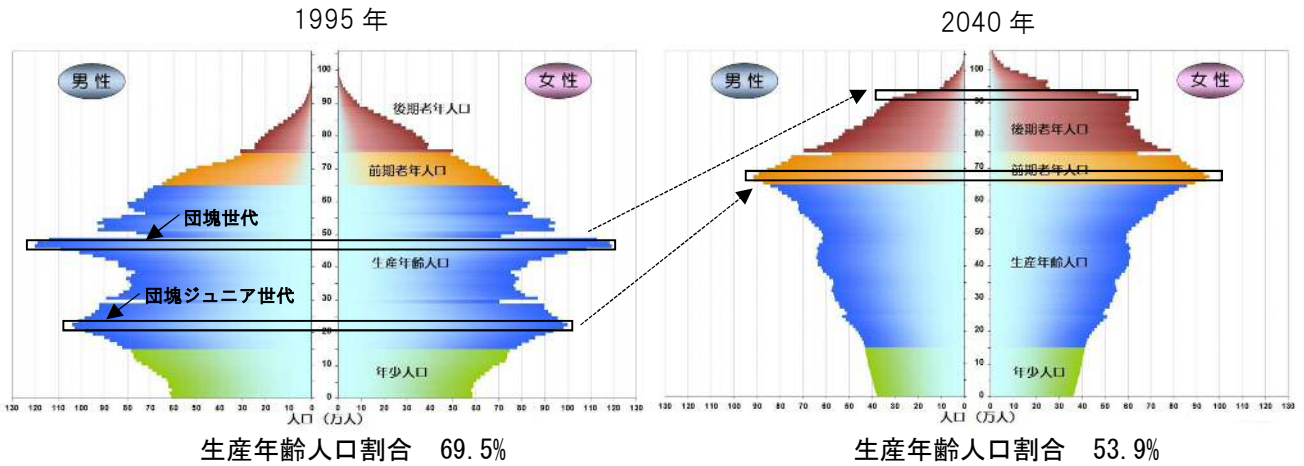


【出典】厚生労働省「令和元年（2019）人口動態統計」

区 分	団塊の世代 1947～49年生まれ	団塊ジュニア世代 1971～74年生まれ	2016～19年生まれ ※2040年に21～24歳
出生数/年	267.9～269.7万人	200.1～209.2万人	86.5～97.7万人

半分以下

日本の人口ピラミッド（1995年と2040年の比較）



【出典】「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

### 3 第6次行政改革推進計画の成果

平成28年度から実施した第6次行政改革推進計画に沿って、「行政評価による事務事業の大胆な見直し」においては、第5次行政改革推進計画期間中に策定した「行政評価マニュアル」に基づき、過年度事務事業評価の進捗点検評価、課・職員提案と評価、法定受託事務以外の事務事業評価を実施し、一定の効果が図られております。また、「民間活力の活用（PPPの推進）」においては、「恵庭市PPPに関する基本方針」に基づき、「恵庭市PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の策定、指定管理者制度の検証や委託化業務の効果検証、「恵庭市公民連携協働事業提案募集制度」の策定し、官民協働を推進してきたところですが、まだ浸透していない課題も残されています。また、「公共施設の有効活用（公共施設マネジメント）」においては、「恵庭市公共施設等総合管理計画実施計画（第1次プログラム・前期5か年）」に基づき公共施設の統廃合・施設の除却検討・公有地の有効活用を実施してきました。

これまでの取り組みにおける効果と課題や、本市を取り巻く課題や将来の人口構造の変化を踏まえて、今後とも「行政改革」を不断に進めていきます。

#### 4 これからの行政改革の方向性

少子高齢化や生産年齢人口の減少により、人口構造が大きく変わり、財政的には税収の減少や社会保障費の増加が進行し、今後は、日常生活や事業のために必要な人材が各分野で確保できなくなり、労働力の供給制約をもたらすことが予想されます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経済活動が経験したことのない規模で落ち込み、その結果、税収などに深刻な影響が生じるとみられています。この新型コロナの影響は一過性のものとはならず、相当期間の感染継続が現実となり、長期化して税収の大幅な減少も懸念され、経済活動が復帰するまでには、財政支出も引き続き必要となることが予想され、新型コロナウイルスと共存する時代への施策転換にかかる財源の確保など、本市を取り巻く財政状況は一層厳しくなることが予測されます。

このような厳しい財政運営が求められる中、財政の健全性を保ちつつ、生活様式の変化に対応できるようデジタル活用を前提とした新たな社会基盤の構築をはかり、市民の利便性を向上させ、それとともに、業務プロセスの見直しによるデジタル技術やIoT活用による業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげることが必要となります。また、地域の持続可能性を高めるためには、行政だけでサービスを提供していくのではなく、民間活力の活用により官と民が各々の強みを生かし、連携してサービスを提供する必要があり、公共施設については、人口構造の変化に対応できるよう適正立地を行い、行政需要の変動に応じて、施設等を有効活用するため、特定の利用に限定せず総合的に機能・役割を高めていく手段を柔軟に講じていく必要があります。

このような状況から、引き続き行政改革推進計画を策定し、本計画に基づき、業務手法の見直しをはじめ、行政手続のデジタル化による市民の利便性向上を目指し、社会・経済環境の変化に応じたサービスの最適化を図ります。

## 5 本計画の基本事項

以上の方向性を踏まえ、本市の最上位計画である「第5期恵庭市総合計画」の基本構想の推進目標のひとつである「時代のニーズに沿った変革」による「選択と集中」を軸として、新たな日常への集中改革を行えるよう効率的な行政運営を図り、総合計画を着実に推進するために下記の柱に応じた施策を展開していきます。

- ① 時代に即した業務手法の見直し
- ② 市民満足度と利便性の向上
- ③ 健全な行財政基盤の強化

### ① 時代に即した業務手法の見直し

限られた財源や人員の中で、多様化、増大化する行政ニーズに対応するため、委託化やAI等の活用により、業務の効率化をはかり、働き方改革では、時間外勤務の縮減やワークライフバランスを推進するため、費用対効果を意識しながら業務手法を見直します。

### ② 市民満足度と利便性の向上

市民目線に立った質の高いサービスが提供できるよう新たな技術を活用した施策の推進により各種届出手続の簡素化をはかり、窓口対応のさらなる改善を目指します。また、民間団体、事業者等のノウハウを生かした公民連携によるまちづくりを推進します。

### ③ 健全な行財政基盤の強化

公共施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き恵庭市公共施設等総合管理計画基本方針に基づいた公共施設等マネジメントを推進し、財政不足に対する職員の意識改革として、インセンティブ予算の導入やネーミングライツの活用検討、組織マネジメントの推進に取り組めます。

## 6 計画期間

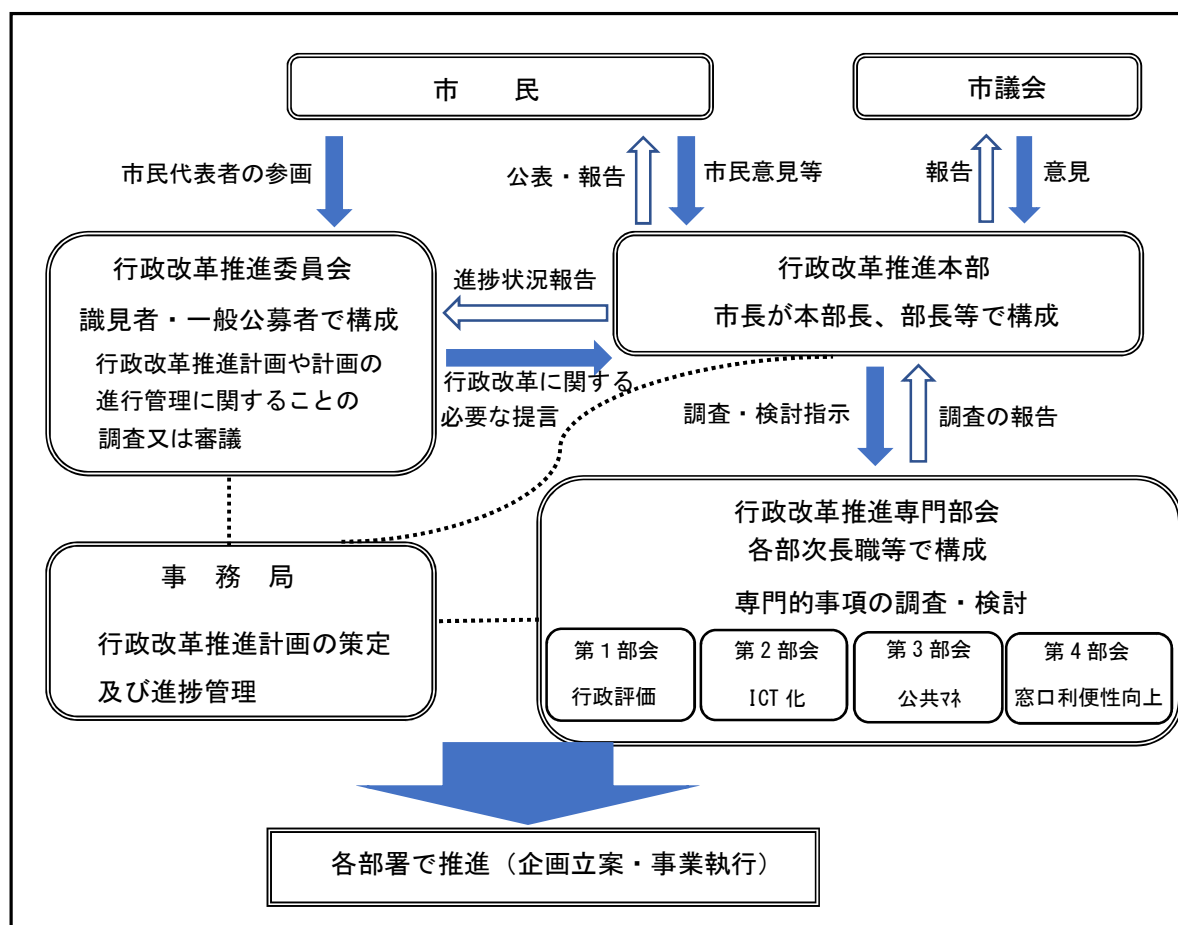
令和3年度～令和7年度（5か年間）

## 7 推進方策

実施にあたっては、庁内組織である「恵庭市行政改革推進本部」を司令塔とし、市長をトップに各部長職が本部員となり、各部において、部内職員のさらなる行政改革への取り組み意識の醸成をはかり、強いリーダーシップと経営感覚のもと、部内の既存施策の業務分析による費用対効果を検証し、業務手法の抜本的な見直しを推進するようマネジメントします。

また、市民や有識者で構成する「恵庭市行政改革推進委員会」での審議、さらには議会や市民への意見募集や情報提供を通じ、その進捗を常に管理し、適切な措置ができるよう推進を図っていきます。また、行政改革推進本部の下に「行政改革推進専門部会」を設置し、行政改革推進計画の3つの柱に沿って、計画推進にかかる事項の調査・研究を行うこととします。なお、それぞれの施策の推進については、実施計画に基づき、具体的な成果指標を設定して取組むこととします。

## 8 推進体制



## 第2章 実施計画

### 1 推進項目及び取組項目一覧

#### I 時代に即した業務手法の見直し

推進項目	取組項目
(1) 時代の変化に適応できる人材の育成	職員研修の充実と人材育成の推進
(2) 多様な働き方の推進	①ワークライフバランス(※2)の推進 ②テレワーク(※3)の導入
(3) ICT(※1)の活用による業務改革	RPA(※4)、AI(※5)の導入業務の拡大 業務プロセスの見直し
(4) 事務事業の見直し	事務事業評価

#### II 市民満足度と利便性の向上

推進項目	取組項目
(1) 効率的で質の高い窓口サービスの提供	各種届出手続のデジタル化
(2) 行政手続のデジタル化	マイナンバーカードの取得促進
(3) 新たな行政手法の取組み	市民ニーズ把握の手法の検討
(4) PPP/PFI(※6)を活用した公民連携の推進	公民連携協働事業の推進

#### III 健全な行財政基盤の強化

推進項目	取組項目
(1) 財政マネジメント(※7)の強化	①ネーミングライツ(※8)の推進 ②予算要求制度改革の検討
(2) 公共施設マネジメント(※7)の推進	①公共施設の適正配置 ②未利用財産の有効活用と処分
(3) 組織マネジメント(※7)の強化	内部統制(※9)の推進

#### 【注釈】

- ※1「ICT」…………… 情報通信技術  
 ※2「ワークライフバランス」…………… 仕事と家庭の両立  
 ※3「テレワーク」…………… ICTを活用した時間や場所にとられない働き方  
 ※4「RPA」…………… 画一的な作業や処理件数が多く時間と人力を要する処理を情報機器に行わせ、業務の自動化を図る  
 ※5「AI」…………… 機械に人間と同じような知能を持たせたソフトウェア  
 ※6「PPP/PFI」…………… 市と民間が資金や技術で連携し、公共サービスの提供を行う手法  
 ※7「マネジメント」…………… 様々な資源・リスクを管理し、効果を最大化する手法  
 ※8「ネーミングライツ」…………… 公共施設等に民間企業等の命名権を与え、対価を得る手法  
 ※9「内部統制」…………… 組織の業務適性を確保するための体制構築システム

2 推進項目

I 時代に即した業務手法の見直し

常に、コスト意識や、業務の効率化を図るために、業務プロセスを見直し、ICTなどの新たな技術をいかに利活用するかという観点に気づきを得て、業務改善や課題解決という行動につなげることができる職員を育成していくことが、行政運営の効率化を加速させ、働き方改革や行政サービス水準の向上につながります。

(1) 時代の変化に適応できる人材の育成

担当課	職員課				
これまでの取組実績	「恵庭市人材育成基本方針」に基づいて作成する「恵庭市職員研修計画」による研修の実施と、人事評価と連動した人材育成				
現状と課題	人材育成基本方針に基づき計画的に研修を実施しているが、本庁で実施する集合型研修は、出席者数にバラつきが見られる。研修により業務が滞るとの考え方も根強く、研修も業務の一環であるとの理解が浸透していない。人事評価と連動した人材育成については、令和2年度から成績不良者の改善措置を始めたところである				
達成目標	研修については、特に階層別研修について、必須研修であるとの意識付けを行い、該当年に全員が受講できる環境を整える。人材育成については、人事評価の結果をもとに、職場内研修等を進めていく				
取組項目	職員研修の充実と人材育成の推進				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
恵庭市職員計画による職員研修の充実	研修実施 次年度計画策定	研修実施 次年度計画策定	研修実施 次年度計画策定	研修実施 次年度計画策定	研修実施 次年度計画策定
恵庭市人材育成基本方針の見直し	恵庭市人材育成基本方針の運用・随時改定				
推進管理					
恵庭市人材育成基本方針に沿った研修計画の策定と、当該年度の研修計画に基づく研修の実施・参加人数の管理。(AI等の活用による業務改革等の研修受講者数、行革推進に関する研修受講者数、先進都市(自治体)への視察研修件数)					



(2) 多様な働き方の推進

担当課	職員課				
これまでの取組実績	①特定事業主行動計画に基づくワークライフバランスを推進するための各取り組みの推進 ②コロナウイルス感染症に対応するための緊急的な措置であったが、一部の所属において在宅勤務を実施した				
現状と課題	①平成28年度策定した特定事業主行動計画の計画期間が10年間であり、中間年である令和2年度に見直しを行っている。令和3年度からは後期計画となるため、継続した取り組みが必要 ②テレワークが可能な業務や部署の検討、インターネットや文書の電子化など情報関連の整備、勤怠管理など様々な課題がある				
達成目標	①特定事業主行動計画の各取り組みの進捗管理、令和8年度以降の次期計画期間の計画策定 ②在宅勤務に係るアンケート調査の実施と検証				
取組項目	①ワークライフバランスの推進 ②テレワークの導入				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R3	R4	R5	R6	R7
目標数値の進捗管理と次期計画の策定	特定事業主行動計画の各取り組みの進捗管理			推進委員会での検討 計画の見直し	
アンケート調査と検証	テレワーク導入の検討				
	アンケート調査・検証				
推進管理					
ワークライフバランスの実現に向けた各取り組みを周知し、取り組みにおける数値目標を進捗管理					

(3) ICTの活用による業務改革

担当課	各課、税務課、企画課				
これまでの取組実績	令和2年度：RPA（フル機能版）の導入及びシナリオの構築・実行、AI-OCRの実証実験、税務課・債権管理課プロジェクト会議による業務の洗い出し及び実行				
現状と課題	月次処理のある課税の業務を中心に、R2.9 現在約 10 のシナリオを構築・実行済み 全庁的な取組が浸透しておらず、他課の業務への展開が不十分。				
達成目標	年次処理で膨大な業務への適用 他課の業務への適用 AI-OCR を活用し、紙資料のデータ化及び RPA を組み合わせることでオペレーションの効率化を図る				
取組項目	RPA、AIの導入業務の拡大				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
RPA 業務の更なる拡大・推進、AI-OCR の活用	<p>ワーキンググループを中心とした対象事業の進捗管理 各年度において新規に取り組む事業の選定 中間、期末における効果測定、評価</p>				
業務プロセスの見直しの促進（BPR）	<p>継続的なデジタル化による業務の効率化（全庁周知） 次年度に向けて検討 次年度に向けて検討 次年度に向けて検討 次年度に向けて検討 随時、ICT・業務改革推進プロジェクトの活用による推進 事務事業評価選定を模索 業務プロセスの見直しによる評価実施</p>				
電子決裁導入検討	電子決裁導入に向け検討				
電子データの文書管理	<p>先進地の取組状況を研究 導入に向け検討</p>				
進捗管理					
令和7年度末で5課、30業務のRPAシナリオの構築及び実行を行う AI-OCRを活用した業務について、作業時間を年間の総合計で100時間削減する					

(4) 事務事業の見直し

担当課	企画課、各課				
これまでの取組実績	行政評価マニュアルに基づく事務事業の見直し 課・職員提案による事務事業評価の実施 等				
現状と課題	平成8年度から始まった行革推進計画から対象事業の必要性を毎年評価し、一定の財政効果をあげてきた。また、課・職員提案による事務事業評価により職員のコスト意識も浸透してきており、今後も公共サービスの質を落とさずに事務事業の見直しを行うことが難しくなってきた。今後は、選定事業を絞り込み、実効性の担保につなげられるよう行政評価の対象事業の選定方法を十分に検討する必要がある。				
達成目標	第6次計画から要観察となった事業の進捗管理 業務プロセスの見直しによる評価の実施（費用対効果の検証） 行政評価マニュアルの見直し検討				
取組項目	事務事業評価				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
評価対象事業 選定と進捗管理					
行政評価マニュアルの見直し					
推進管理					
評価対象事業について一定の指標（目標）を持たせた達成度を測定する 行政評価マニュアルの見直し検討（行政評価マニュアルの改正）					

## Ⅱ 市民満足度と利便性の向上

行政サービスのオンライン化を進めることで、来庁することなく行政手続が完了でき、市民の利便性の向上につながります。これと合わせて、行政手続のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及を進めます。また、市民参加の機会を図るため、市民ニーズを把握するための新たな行政手法の取り組みや、公民連携によるまちづくりを引き続き推進します。


### (1) 効率的で質の高い窓口サービスの提供

担当課	各課、企画課				
これまでの取組実績	平成 30 年度に一部の窓口関係課で構成する恵庭市窓口サービス推進会議を設置し、令和 2 年度までの検討結果を「市民がより利用しやすい窓口におけるサービス実現へむけた中間報告」にまとめている				
現状と課題	窓口サービスの向上については検討しているものの各種届出手続のデジタル化の検討は進んでおらず、国の動向を注視しながら、段階を踏んで全庁的に取り組んでいく必要がある				
達成目標	申請届出等の行政手続について、『(仮称) Gov-Cloud』を活用して申請できる件数を増やし、市民の負担を軽減する（処理件数が多いものなど優先度の高いものから導入検討） 各種様式や添付書類の省力化の検討、キャッシュレス化の検討 書かない、待たない、行かない市役所の実現				
取組項目	各種届出手続のデジタル化の検討、ワンストップ窓口の検討				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
届出手続のデジタル化	国による業務システム標準化仕様作成		自治体システム標準化への対応 計画策定・新システムへの移行		
窓口手数料のキャッシュレス化の検討	導入に向けて費用対効果の検証				
デジタル化への組織体制の整備	国の工程表に基づく体制検討		全庁的なマネジメント体制の構築 外部人材の活用・職員の育成		
おくやみ窓口設置の検討	先進自治体等の調査・研究 手法の検討				
進捗管理					
国の動向を注視し、デジタル化に向けた情報システムの標準化・共通化（R7 年度まで） 各種様式や添付書類の見直し、不要な押印の省略を徹底					




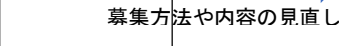
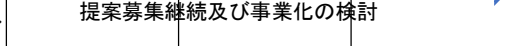
(2) 行政手続のデジタル化

担当課	市民課、各課				
これまでの取組実績	マイナンバーカード取得促進に向けての広報誌、新聞折り込み、動画放映等 イベントや運転免許自主返納出張窓口でのPR 令和2年度：先進都市視察（四条畷市、寝屋川市、奈良市、生駒市、神戸市）、行政手続のデジタル化推進策及びマイナンバーカード普及促進策				
現状と課題	総務省は、「行政のデジタル化のカギはマイナンバーカードの普及と利便性の向上」との考えを示しており、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している 本市においても、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づいた体制整備を図り、取得促進に努める必要がある ※恵庭市のマイナンバーカード取得率は約23%（R2.8末現在）				
達成目標	マイナンバーカード交付円滑化計画での交付枚数を想定した体制整備				
取組項目	マイナンバーカードの取得促進				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R3	R4	R5	R6	R7
マイナンバーカードの取得促進	住民への周知・広報 計画に基づいた交付体制の整備		住民への周知・広報 今後の交付体制の検討		
マイナンバーカードを用いたオンライン手続 ※市対象手続	マイナポータルからのオンライン手続可能システムの改修		マイナポータルの接続環境の構築 利用促進の検討		
進捗管理					
■ 恵庭市の交付枚数率想定値 R元年度：17.5% R2年度：35.6% R3年度：64.2% R4年度：100%			■ 国の全体スケジュールに基づく交付枚数率想定値 R2年度：47.1%～54.9% R3年度：70.6%～78.5% R4年度：100%		
※交付円滑化計画の交付数値はあくまで想定値であり目標ではありません マイナポータルからのカードを用いたオンライン手続の実施（R4年度末）					

(3) 新たな行政手法の取組み

担当課	各課、企画課				
これまでの取組実績	市民ニーズの把握手法として、総合計画等の策定ごとに市民意識調査を実施してきた。これまでは郵送での調査のみだったが、令和元年度にはweb 回答も実施。				
現状と課題	現状、市民ニーズを迅速に把握・集計する手段がない。行政課題を検討する際に効果的な政策を講じる上で、基礎資料としての市民ニーズを把握することは重要 郵送と web 回答におけるメリットやデメリットを整理した上で、市民ニーズの把握手法を検討する必要がある				
達成目標	各手法におけるメリット・デメリットの整理 実践可能な市民ニーズ把握手法の導入				
取組項目	市民ニーズ把握の手法の検討				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
市民ニーズ把握手法の確立	 メリットや デメリット整理	手法の調査・研究		最適な手法の選択や 調査手順のまとめ	
進捗管理					
各手法におけるメリット・デメリットを整理する 目的別に行政資料に活用できる調査手法を検討及び手順の作成					

(4) PPP/PFI を活用した公民連携の推進

担当課	各課、企画課				
これまでの取組実績	<p>「恵庭市 PPP に関する基本指針」に基づき、「恵庭市 PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を策定</p> <p>民間の企業等から、市内経済の活性化、公共サービスの充実に資する事業企画や協力・支援に関する提案を募集する「恵庭市公民連携協働事業提案募集」制度について実施要領を定めた</p>				
現状と課題	<p>業務委託や指定管理者制度の導入を計画しているも、専門性や収益性の観点から受け皿が乏しい</p> <p>令和2年度から開始した提案募集制度においては、民間からの提案がないため、制度のPR方法の検討が必要</p>				
達成目標	<p>指定管理者制度や委託事業の導入による民間活力の活用</p> <p>提案募集の受付と事業化の検討実施</p>				
取組項目	公民連携協働事業の推進				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
PPP/PFI 手法による民間活力の活用	 <p>事務事業評価における進捗管理を通じ民間活力の導入検討</p>				
恵庭市公民連携協働事業提案募集」制度の推進	 <p>提案募集及び事業化の検討</p>	<p>(順調に提案がある場合)</p>  <p>提案募集継続及び事業化の検討</p>			
	 <p>募集方法や内容の見直し</p>		 <p>提案募集継続及び事業化の検討</p>		
進捗管理					
<p>指定管理者制度の導入件数、業務委託化事業の導入件数</p> <p>提案募集制度の受付数3件、事業化数2件</p>					

Ⅲ 健全な行財政基盤の強化



市税収入は収束の見えない新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少が見込まれるため、ネーミングライツによる歳入確保の検討や公共施設の更新については、恵庭市公共施設等総合管理計画第1次プログラム後期5か年に基づいた公共施設等マネジメントを推進します。また、市民から一層信頼される行政運営を推進するため、組織マネジメントの強化を図ります。

(1) 財政マネジメントの強化

担当課	各課、企画課、管財・契約課、財政課				
これまでの取組実績	②一般財源配分方式の実施・対象経費の拡大 (R2 より) ②インセンティブ予算配分の実施 (R2 から R4 まで)				
現状と課題	経常収支比率の悪化 地方債現在高の増加				
達成目標	①ネーミングライツ導入に関するガイドラインの策定 ①施設所管課におけるネーミングライツ導入の推進 ②経常収支差額の黒字化 (R7 年度地方債現在高を H27 年度未満に)				
取組項目	①ネーミングライツの推進 ②予算要求制度改革の検討				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
ネーミングライツ導入検討	調査・研究	ガイドライン策定	施設所管課における導入に向けての検討		
一般財源配分方式による予算編成	毎年 中期財政収支見通しの作成	一般財源配分方式による予算編成		次期財政運営の基本指針の検討	
インセンティブ予算配分の実施	インセンティブ予算配分		インセンティブ予算配分の効果検証		
進捗管理					
ネーミングライツ導入に関するガイドラインの策定 施設所管課におけるネーミングライツ導入実績1件 中期財政収支見通しにおける、経常収支差額の赤字額の削減 R7 地方債現在高の縮減 目標値 12,590 百万円 未満 インセンティブ予算配分の効果検証					



(2) 公共施設マネジメントの推進

担当課	管財・契約課				
これまでの取組実績	将来の財政負担の軽減・平準化のための公共施設総量抑制や適正配置及び持続可能なインフラネットワークを実現するために、平成27年度に「恵庭市公共施設等総合管理計画」、平成28年度に「恵庭市公共施設等総合管理計画実施計画」を策定。これらに基づき、施設の統廃合等を実施				
現状と課題	<p>①総合管理計画の削減目標が30年間で11%であることから、平成30年度に設置した恵庭市公共施設管理庁内連絡会において、施設を管理する所管の管理計画等を庁内で共有し、横の連携を強め、施設の統廃合や複合化を積極的に進める必要がある</p> <p>②実施計画に基づき、施設の統廃合を進めているところであり、未利用地については、有効活用の検討を行うと共に売却を進めている</p>				
達成目標	①第1次プログラム期間中（平成28年度から令和7年度まで）に公共施設面3%の削減				
取組項目	<p>①公共施設の適正配置</p> <p>②未利用財産の有効活用と処分</p>				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R3	R4	R5	R6	R7
公共施設マネジメントの進捗管理	 公共施設の削減面積による進捗管理				
未利用地の有効活用と処分	 未利用地について、有効活用の検討を行うとともに、適切な処分を実施				
進捗管理					
第1次プログラム最終年度の令和7年度において、公共施設削減率3%の達成を目指す					

(3) 組織マネジメントの強化

担当課	職員課				
これまでの取組実績	本市は、市民との信頼関係構築のために長年、事件・事故の防止や適正事務の推進、組織マネジメントに取り組んできた これは組織として最も基本的な取組であり、市民信頼は行政改革を推進するためにも欠かすことのできない要素である				
現状と課題	平成29年6月に地方自治法改正が改正され、地方公共団体において内部統制制度の導入が決まった（都道府県・政令市以外は努力義務）。内部統制も市民との信頼構築を目的とするものであり、本市の取組の目指すところは同じである よって本市においては内部統制制度の導入を、令和2年度の試行実施、令和3年度の本実施として決定した				
達成目標	内部統制の仕組みが組織内で有効に機能し、かつ永続的に実行可能な取組として定着させる				
取組項目	内部統制の推進				
目標達成に向けた取組計画					
取組事業	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
・リスク識別 ・対応策検討 ・モニタリング ・改善 ・評価報告書作成 (市長) ・監査報告 ・議会報告	<p>リスク識別活動 対応策検討・実行 モニタリング</p> <p>改善検討・ 管理シート整理</p>	<p>リスク識別活動 対応策検討・実行 モニタリング</p> <p>改善検討・ 管理シート整理</p> <p>◎評価報告書作成 ◎監査委員提出 ◎議会報告</p>	<p>リスク識別活動 対応策検討・実行 モニタリング</p> <p>改善検討・ 管理シート整理</p> <p>◎評価報告書作成 ◎監査委員提出 ◎議会報告</p>	<p>リスク識別活動 対応策検討・実行 モニタリング</p> <p>改善検討・ 管理シート整理</p> <p>◎評価報告書作成 ◎監査委員提出 ◎議会報告</p>	<p>リスク識別活動 対応策検討・実行 モニタリング</p> <p>改善検討・ 管理シート整理</p> <p>◎評価報告書作成 ◎監査委員提出 ◎議会報告</p>
進捗管理					
<p>所管部（課）ごとに運用状況についてモニタリングを実施 市長は、内部統制が機能しているか、重大な不備がないかどうかを評価した評価報告書を作成し、監査委員、及び議会に報告</p>					